

○島田市川根温泉条例施行規則

平成20年3月28日

規則第9号

改正 平成23年3月30日規則第26号

平成28年2月5日規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、島田市川根温泉条例（平成20年島田市条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募の方法)

第2条 市長は、指定管理者を公募するに当たっては、あらかじめ次に掲げる事項を島田市公告式条例（平成17年島田市条例第3号）に規定する掲示場へ掲示し、並びに市の広報及びホームページへ掲載するものとする。

- (1) 島田市川根温泉（以下「川根温泉」という。）の名称及び所在地
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定の期間
- (4) 申請の方法
- (5) 前各号に掲げる事項のほか、市長が必要と認める事項

(申請に関する書類)

第3条 条例第6条の申請書は、川根温泉指定管理者指定申請書（様式第1号）とし、同条第1号の事業計画書は、川根温泉事業計画書（様式第2号）とする。

2 条例第6条第2号に掲げる規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 川根温泉の管理に関する業務の収支予算書
- (2) 法人その他の団体（以下「法人等」という。）の定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- (3) 申請書を提出する日の属する事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書並びに前事業年度において事業の実績がある場合は、その事業報告書及び収支計算書
- (4) 設立趣旨、事業内容等法人等の概要が分かるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要とする書類

(指定管理者の候補者)

第4条 条例第8条第1項の規則で定めるものは、次の各号のいずれにも該当する法人等とする。

(1) 市税（延納又は納税猶予に係る税額を除く。）を完納していること（市税を課税している場合に限る。）。

(2) 1年以上継続して当該団体の事業活動を行っていること。

(3) 前2号に掲げる事項のほか、市長が別に定める事項  
（指定の通知）

第5条 市長は、指定管理者を指定するときは、川根温泉指定管理者指定書（様式第3号）により指定する法人等に通知する。

（指定の取消し）

第6条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消すときは、川根温泉指定管理者指定取消通知書（様式第4号）により当該法人等に通知する。

（協定の締結）

第7条 指定管理者は、市長と川根温泉の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定める。

(1) 指定期間に関する事項

(2) 事業計画に関する事項

(3) 利用料に関する事項

(4) 施設及び設備の維持管理に関する事項

(5) 市が支払うべき管理費用に関する事項

(6) 個人情報の保護に関する事項

(7) 業務報告及び事業報告に関する事項

(8) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項

(9) 前各号に掲げる事項のほか、市長が必要と認める事項

（業務報告の聴取等）

第8条 市長は、川根温泉の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期に又は臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(業務報告書の作成及び提出)

第9条 指定管理者は、毎年度終了後50日以内に、川根温泉の管理に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第6条の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して50日以内に、当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 川根温泉の利用状況（利用件数、利用拒否の件数、理由等）
- (3) 利用料収入の実績
- (4) 管理経費等の収支状況
- (5) 前各号に掲げる事項のほか、指定管理者による管理の実態を把握するために必要な事項

(入場者等の遵守事項)

第10条 川根温泉に入場する者は、川根温泉及びその敷地内において、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可を受けないで物品の展示、販売、はり紙等の行為をしないこと。
- (2) 施設、設備、備品等を汚損し、又は損傷するおそれのある行為をしないこと。
- (3) 所定の場所以外の場所へ立ち入らないこと。
- (4) 所定の場所以外の場所において、飲食、喫煙又は火気の使用をしないこと。
- (5) 他人に迷惑を及ぼすおそれのある物品及び動物の類を持ち込まないこと。
- (6) 騒音又は大声を発する等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があると認める行為をしないこと。

2 川根温泉の利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 利用の承認を受けていない施設等を利用しないこと。
- (2) 前号に掲げるもののほか、管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

3 指定管理者は、前2項に規定する遵守事項を守らない者がいるときは、条例第22条の規定により措置することができる。

(平23規則26・一部改正)

(職員の立入り)

第11条 利用者は、指定管理者又は市の職員が職務のためその利用する施設に入場するときは、これを拒むことができない。

(平23規則26・追加)

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、川根温泉の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平23規則26・旧第11条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに川根町ふれあい拠点施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成10年川根町規則第14号）の規定によりされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりされたものとみなす。

附 則（平成23年3月30日規則第26号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成28年2月5日規則第10号）抄

この規則は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

川根温泉指定管理者指定申請書

年 月 日

島田市長

所在地

名称

代表者の氏名



電話番号

川根温泉の指定管理者の指定を受けたいので、島田市川根温泉条例第6条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

指定を受けようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで
添付書類	<ol style="list-style-type: none"><li>1 川根温泉事業計画書</li><li>2 川根温泉の管理に関する業務の収支予算書</li><li>3 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）</li><li>4 この申請書を提出する日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書並びに前事業年度において事業の実績がある場合は、その事業報告書及び収支計算書</li><li>5 設立趣旨、事業内容等法人等の概要が分かるもの</li><li>6 その他</li></ol>

様式第2号（第3条関係）

川根温泉事業計画書

年 月 日

法人等の名称			
代表者の氏名		設立年月日	年 月 日
団体所在地			
電話番号		FAX番号	
現在運営している施設名	所在地	運営開始年月日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
1 管理運営を行うに当たっての経営方針			
2 管理運営を行う意欲について			

3 管理運営について

(1) 職員の配置等について

(2) 年間の自主事業について

(3) 利用者等の要望の把握について

(4) 苦情処理について

4 川根温泉の入館者増加のための計画について

5 個人情報の保護の措置について

6 緊急時の対応について

(1) 防犯及び防災の体制について

(2) 災害発生時の対応について

(3) その他緊急時の対応について

7 その他特筆すべき事項があれば記入してください。



様式第3号（第5条関係）

川根温泉指定管理者指定書

第 号  
年 月 日

所在地

名称

代表者の氏名 様

島田市長



川根温泉条例第7条の規定により、川根温泉の指定管理者として、次のとおり指定します。

指定の期間	年 月 日から 年 月 日まで
-------	-----------------

様式第4号（第6条関係）

川根温泉指定管理者指定取消通知書

第 号  
年 月 日

所在地

名称

代表者の氏名 様

島田市長

印

次に掲げる理由により、川根温泉の指定管理者の指定を取り消すので通知します。

取消しの理由	
取消しの日	年 月 日

(注) この処分に不服がある場合は、この処分の通知を受け取った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます。（なお、処分の通知を受けた日から6月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

様式第 1 号 (第 3 条関係)

様式第 2 号 (第 3 条関係)

様式第 3 号 (第 5 条関係)

様式第 4 号 (第 6 条関係)

(平28規則10・一部改正)